

議案第 68 号

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

様式第 2 号史跡土生遺跡公園利用許可書内に、徴収していない使用料についての記述があり、これを削る必要があるために提案する。

小城市教育委員会規則第 号

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則の一部を改正する
規則

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「また、使用料は確かに領収いたしました。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則(平成17年小城市教育委員会規則第37号)の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後(案)
様式第2号(第5条関係) (別紙1参照)	様式第2号(第5条関係) (別紙2参照)

様式第2号(第5条関係)

史跡土生遺跡公園利用許可書

第 号
年 月 日利用申請者 住 所
所属団体
氏 名

小城市教育委員会

印

年 月 日付けで受理した史跡土生遺跡公園利用許可申請書については、
次のとおり許可します。また、使用料は確かに領収いたしました。

1 利用施設の種別	
2 利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
3 利用目的	
4 利用予定人員	市内 人 合計 市外 人 (人)

様式第2号(第5条関係)

史跡土生遺跡公園利用許可書

第 号
年 月 日利用申請者 住 所
所属団体
氏 名

小城市教育委員会

印

年 月 日付けで受理した史跡土生遺跡公園利用許可申請書については、
次のとおり許可します。

1 利用施設の種別	
2 利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
3 利用目的	
4 利用予定人員	市内 人 合計 市外 人 (人)

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則

平成17年3月1日

教育委員会規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、小城市史跡土生遺跡公園条例(平成17年小城市条例第98号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の管理者)

第2条 史跡土生遺跡公園(以下「遺跡公園」という。)に施設管理者を置き、小城市教育委員会教育長をもってこれに充てる。

(利用時間)

第3条 条例第4条の規定により遺跡公園の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の利用時間は、午前6時から午後8時までとする。

2 利用者は、利用を開始した後において利用時間を延長することはできない。ただし、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める場合は、この限りでない。

3 利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

(利用許可申請)

第4条 条例第4条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ史跡土生遺跡公園利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会へ提出しなければならない。申請事項又は許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 前項の申請は、利用日の1箇月前から利用日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 申請書の受付は、月曜日から金曜日まで(小城市の休日に関する条例(平成17年小城市条例第2号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用許可書の交付)

第5条 条例第4条の規定により遺跡公園の利用を許可した場合は、利用許可書(様式第2号)を交付する。

2 前項の利用許可書は、関係職員の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

(利用許可書の変更及び取消し)

第6条 利用者が利用許可の変更又は取消しを受けようとするときは、利用許可書を添えて、利用許可変更・取消承認申請書(様式第3号)を事前に教育委員会へ提出しなければならない

い。

(汚損等の届出)

第7条 利用者は、遺跡公園の施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、教育委員会に届け出なければならない。この場合において、利用場所に入園した入園者に起因したものについても、同様とする。

(免責)

第8条 遺跡公園の利用者又は入園者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、教育委員会はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する

様式第1号(第4条関係)

史跡土生遺跡公園利用許可申請書

小城市教育委員会 様

年 月 日

利用団体名及び責任者氏名		利用人員	人	
利用ゾーン名	出会いの広場	弥生のムラ	弥生の広場	その他
利用目的及び内容				
利用日時	入所：	年 月 日	時 分	
	退所：	年 月 日	時 分	

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則第4条第1項の規定により、上記のとおり利用することを許可願います。なお、公園の利用に当たっては、小城市史跡土生遺跡公園条例及び同条例施行規則を順守致します。

様式第2号(第5条関係)

史跡土生遺跡公園利用許可書

第 号
年 月 日

利用申請者 住 所
所属団体
氏 名

小城市教育委員会

印

年 月 日付けで受理した史跡土生遺跡公園利用許可申請書については、
次のとおり許可します。また、使用料は確かに領収いたしました。

1 利用施設の種別	
2 利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
3 利用目的	
4 利用予定人員	市内 人 合計 市外 人 (人)

様式第3号(第6条関係)

史跡土生遺跡公園利用許可変更、取消承認申請書

年 月 日

小城市教育委員会 様

申請者 住 所
電話番号

所属団体
氏 名



次のように史跡土生遺跡公園の利用許可を変更(取消し)したいので承認くださるよう申請します。

利用許可番号			
利用許可年月日	年 月 日		
催物の名称			
申請の区分	1 変更(繰上げ、延期) 2 取消し		
申請内容	区 分	許 可 内 容	変 更 内 容
	利用日時	年 月 日 (曜日) 午前 午後 時 分 から 年 月 日 (曜日) 午前 午後 時 分 まで	年 月 日 (曜日) 午前 午後 時 分 から 年 月 日 (曜日) 午前 午後 時 分 まで
申請理由			
添付書類	史跡土生遺跡公園利用許可書		
備 考			